



平成 25 年度水質、大気及び化学物質の測定結果をお知らせします

環境基本法等で定められている水質、大気、ダイオキシン類等の環境基準の適合状況を把握し、環境の保全に関する施策を推進するために、平成 25 年度に長野県内で実施した常時監視等の測定結果をまとめましたのでお知らせします。

1 水質測定結果概要

環境基準の類型指定がなされている 43 河川 15 湖沼ののべ 101 地点で、国土交通省、(独)水資源機構、県、長野市及び松本市が水質測定を実施した結果、河川の BOD については 71 地点中 67 地点で環境基準を達成(達成率:94.4%)し、湖沼の COD については 15 湖沼中 5 湖沼で環境基準を達成(達成率:33.3%)しました。

また、地下水については、県内 66 地点において、県、長野市及び松本市が概況調査を行った結果、鉛が 1 地点、砒素が 1 地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 3 地点、ほう素が 2 地点で環境基準を超過しました。

なお、環境基準を超過した地下水は飲用水として利用されておりません。

2 大気測定結果概要

県内の大気常時監視測定局(一般環境大気 16 測定局、道路周辺大気 7 測定局)で県及び長野市が測定を実施した結果、測定項目 6 項目のうち、光化学オキシダントを除く項目については、環境基準を達成しました。

なお、光化学オキシダントは、環境基準を超過しましたが、注意報の発令には至りませんでした。

また、酸性雨については、県内 5 地点で調査を行い、全県平均値は pH5.1 で、酸性化が進んでいる状況にはありませんでした。

3 化学物質測定結果概要

ダイオキシン類については、大気 4 地点、土壌 3 地点、河川・湖沼 4 地点、地下水 3 地点、底質 4 地点、合計 18 地点で調査を実施し、全ての地点で環境基準を達成しました。

有害大気汚染物質は、9 地点で測定を実施し、環境基準の定められている 4 物質については環境基準を達成し、健康リスクの低減を図るための数値(指針値)が設定されている 9 物質についてはいずれも指針値を達成しました。

※測定結果の全文は下記ホームページでご覧になれます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/shizen/suishitsu/kasen/suishitsu/h25.html>

※この取組は、しあわせ信州創造プラン(長野県総合 5 か年計画)の政策推進の基本方針「2 豊かさが実感できる暮らしの実現」に基づくものです。

しあわせ信州創造プラン(長野県総合 5 か年計画)推進中

環境部水大気環境課 水質保全係、大気保全係

(課長): 村田 博

(担当): 宇井 秀策(水質保全係)、町田 哲(大気保全係)

電話(直通): (水質) 026-235-7162 (大気) 026-235-7177

電話(代表): 026-232-0111 内線: (水質) 2756 (大気) 2762

FAX: 026-235-7366

E-mail mizutaiki@pref.nagano.lg.jp